

認可保育所整備の手引き

整備希望の皆様へ

令和5年2月

大府市役所 健康未来部 幼児教育保育課

○はじめに

- ・この手引きは、大府市内での保育施設の整備にあたって、基本的な事項について要約したものです。
- ・この手引きは、原則として作成された時点の内容で整理していますので、法令や予算等の関係で、変更される可能性があります。
- ・保育施設の整備にあたっては、関係法令を精査するとともに、本市及びその他関係機関と協議をしていく必要がありますので、ご相談いただく場合には電話等で事前にご連絡ください。

Ⅰ 保育所とは

保育所とは、保護者の就労、病気等により家庭で保育をすることが出来ない（＝保育を必要とする）と認定を受けたお子さんを保育する児童福祉施設です。（児童福祉法第39条規定）

大府市に認可保育所を設置するには、児童福祉法第35条の規定に基づき、愛知県知事から認可を得る必要がありますが、認可の申請は市町村を通じて行います。

また、認可保育所の設置については、該当地域の周辺の人口動態及び保育需要、周辺の開発状況、近隣の保育施設の配置状況等を考慮し、総合的に判断します。

【問い合わせ先】

大府市役所健康未来部幼児教育保育課
電話：0562-85-3895(直通)

2 募集する保育所について

(1) 募集地域及び条件

	地域	種類	定員	用地及び 施設整備	整備補助金	募集数
1	北山小学校区 または 東山小学校区	認可保育所	100人以上 120人まで	整備事業者	法定整備補助	1

※ 定員は上記の人数を原則としますが、保育ニーズや設置場所の状況により、上記の定員以外でも設置を認めることがあります。

※ 定員は、0歳児≦1歳児≦2歳児≦3歳児≦4歳児≦5歳児となるように設定してください。また、需要の高い3歳未満児を3～4割程度見込んでください。

※ 小学校区については、市公式ウェブサイトを参照してください。

(<https://www.city.obu.aichi.jp/kosodate/shochugakko/shugaku/1004645.html>)

(2) 事業主体

	事業主体
1	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人とする。

※ 事業主体は「保育所の設置認可等について」（厚生省児童家庭局通知平成12年3月30日児発第295号）に定める審査基準を満たす者としてします。

また、提案する時点において、認可保育所、認定保育室、幼稚園、小規模保育事業所又は認定こども園を運営している者としてします。

(3) 遵守すべき基準

保育所の認可にあたっては、以下の法令、条例及び関係規定の基準を満たすことが必要となります。（以下に掲げた法令等以外にも該当する物があれば、これを遵守する必要があります。）

- ・愛知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号）
- ・建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）及び関係法令
- ・都市計画法（昭和四十三年六月十五日号外法律第百号）及び関係法令
- ・消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）及び関係法令

(4) 開所時期

原則、令和7年4月1日とします。ただし、この指定する時期以外で開所をする場合には、市及び整備事業者が協議の上決定します。

開所時期が令和7年4月1日を超える場合は、整備費補助金が受けられない場合があります。（災害等やむを得ない場合を除く。）

(5) その他条件

- ア 市内の小規模保育事業者等の2歳児卒園児の受入れにかかる連携相談に応じることとします。
- イ 補助対象事業となる施設の建築工事（造成工事を除く。）への着手は、原則、本市の整備費補助金交付決定前は認められません。なお、交付決定時期は令和6年4月中旬以降となる予定です。
- ウ 各小学校区に隣接した土地での応募につきましては、ご相談に応じることとします。

(6) 留意事項

- ア 保育所の提案にあたっては、関係する法令等を遵守し、整備を行うことが出来るかどうかを慎重に検討された上で、幼児教育保育課にご相談ください。
- イ 保育所計画の提案をされた後で、土地、建物所有者及び近隣の土地利用者等から土地利用について拒否されることがないように、提案前に当該所有者等の意向を確認していただくようお願いいたします。
- ウ 円滑に施設の整備及び運営を進めるために、提案書提出の前後に開設予定地の周辺住民に対して説明をするなど、保育所開設及び土地利用計画について周知し、理解を得るように努めてください。
- エ 調整区域で立地を検討する場合は、事前に都市政策課と調整してください。

3 保育所の運営

(1) 開所日

開所日は、月曜日から土曜日（国民の祝日及び休日、12月29日から1月3日を除く）とします。

(2) 開所時間等

開所時間は午前7時から午後6時を標準時間とし、延長保育を実施できることとします。

祝日保育や一時保育等について提案することも可能としますが、実施には市との協議を必要とします。

(3) 受入年齢

原則、生後6か月経過後から小学校就学前までとします。

(4) 保育所運営費

ア 保育所運営に対して、定員規模や年齢区分等に応じて人件費、管理費及び事業費に係る費用を委託費として支払います。

イ 委託費の使途範囲については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号）のとおりです。

4 保育所の施設整備に係る補助制度

施設整備に要する費用については、「大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱」に基づき交付します。

保育所整備にあたっては、国の保育所等整備交付金の対象となります。補助金の概要については、以下を参考としてください。ただし、国及び市の補助金は、保育所等整備交付金の活用及び本市の予算の成立を前提としたものであるため、今後の国の制度改正等により変更する場合があります。

なお、今回の募集は、「大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱」別表の「市単独補助金」の対象ではありません。

【補助金額の参考例（令和4年度時点）】

（単位：千円）

施設規模	補助金	補助金額
定員 120 人 (想定)	国補助	141,690
	市補助	70,845
合計		212,535

5 提案方法

(1) 提出書類

下記の書類について、正本1部、副本11部（両面印刷可、副本は複写可）を大府市役所幼児教育保育課までご提出ください。

項目	内容	様式
①認可保育所整備申込書	法人印鑑登録証明書を添付	様式1
②事業者の概要	◆役員状況、資産・負債の状況、法人経歴、他の経営施設の状況	様式2-1 様式2-2
	◆代表者及び施設長の履歴	様式3
	◆現在運営している施設又は事業に関する資料（パンフレット等、概要がわかるもの）	別紙
③法人の定款	原本証明されたもの	原本写し
④法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	応募申込日前3か月以内に発行されたもの	原本
⑤法人理事会議事録等の写し	本公募への応募につき、法人として意思決定していることが確認できるもの。	様式自由

項 目		内 容	様 式
2	事業予定地	【事業予定地】 ◆周辺地図、公図、現況写真	様式自由
		◆土地登記簿謄本	原本
	建物権利関係等	【事業予定建物】 ◆ [既存建物を転用する場合] 現況写真	様式自由
		◆ [既存建物を転用する場合] 建物登記簿謄本	原本
3	認可保育所（設置） 計画書	認可保育所（設置）計画書 ※添付書類：不動産所有者からの承諾書（様式自由）	様式 4-1
4	①整備スケジュール	開設までの日程表	様式自由
	②基本計画図面	①位置図 ②配置図 ③平面図 ④立面図 ※配置図には駐車場計画を明示すること。	様式自由
		各室面積表	様式 4-2
5	①従事職員計画 （採用・雇用方法を含む）（開設後）	◆資格、経験（採用資格、実務経験について） ◆雇用形態（常勤職員とその他職員について） ◆研修体制（採用時、従事後） ◆配置人員 ◆職員からの相談等への対応について	様式自由
	②労働基準法の規定に関する書類	◆就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控） ※賃金等の別規定も含めて提出のこと	様式自由
	③事業の運営方針	◆子どもの健康状況を把握するための方策について（食物アレルギー、家族への啓発等） ◆事故防止等の安全対策について（保育中の安全管理、施設管理、防災防犯、業務継続計画、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止等） ◆要望や苦情への対応について ◆給食提供体制について	様式自由
6	資金計画	◆施設整備費の事業別収支一覧表	様式 5
		◆収支シミュレーション	様式 6
		●その他、人件費試算等の資料	様式自由
7	その他	◆応募前における地域住民への説明（記録）	様式 7

(2) 提出にあたっての留意点

- ア 提出書類は、A4サイズ2穴ファイルに綴じ込み、5(1)の提出書類番号をインデックスで表示すること。
- イ 正本に添付する証明書類には原本証明をすること。
- ウ 提出された書類は返却しません。
- エ 必要に応じて別途資料の提出を求める場合があります。
- オ 来庁前日までに事前連絡の上、大府市役所幼児教育保育課へ提出してください。

6 選定及び事業者決定

(1) 選定方法

- ア 選定は、「大府市民間保育所等運営事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において書類審査、プレゼンテーション審査及びヒアリングを行い、「別表 大府市認可保育所整備事業者選定基準表」により審査・評価します。最終的に、審査委員会の審査・評価の結果を踏まえ、最も相応しいと認める事業者を選定し、市長が決定します。
- イ 審査委員会は、大府市子ども・子育て会議委員のうちから市長が依頼する委員長、学識経験のある者のうちから市長が依頼する副委員長、本市職員を委員による構成とします。
- ウ プレゼンテーション審査(10分以内)は、提出書類を使用して応募者の方に行っていただきます。その後、審査委員からヒアリング(10分程度)を行います。
- エ 選定結果は、全ての応募事業者に通知します。

(2) 選定にあたっての注意事項

- ア 提出された書類に虚偽があった場合、又は期限内に必要な書類が整わなかった場合は、失格とします。
- イ 選定結果に対しては、いかなる異議の申し立ても受け付けません。

7 留意事項

- (1) 提出された書類等は、情報公開の対象となり、請求により開示する場合があります。
- (2) 応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とします。また、選定後の事業計画の中止・延長、選定されなかったことによる損害も同様とします。
- (3) 決定した事業者の応募計画の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う変更等やむを得ないので、審査の評価にマイナスの影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ認める場合があります。

- (4) 決定した事業者から提出された書類等において、虚偽若しくは重大な違背行為があると認めるとき又はその他の事情により適切な保育等事業の実施が困難と認めるときは、本選定による決定を取り消すことがあります。また、この場合、事業者が既に要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとしします。

8 スケジュール・その他

- (1) 応募書類の受付 令和5年2月15日(水)～令和5年3月17日(金)
- (2) 認可保育所整備の手引き(募集要項)、応募書類は大府市公式ウェブサイトに掲載します。(市役所窓口での配布はいたしません。)
- (3) 質問は、受付期間中に幼児教育保育課まで電子メール(hoiku@city.obu.lg.jp)で送付してください。回答は電子メールで送付します。
- (4) 書類審査・プレゼンテーション審査 令和5年3月下旬～4月上旬
- (5) 大府市民間保育所等整備費補助金交付対象者の決定
令和5年3月下旬～4月上旬

様式I

認可保育所整備申込書

(宛先)

大府市長

大府市認可保育所整備の手引きに基づき、認可保育所を整備したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、添付の関係書類記載の内容については、誠実に履行することを誓約します。

年 月 日

ふりがな
事業者名

印

ふりがな
代表者名

印

所在地（住所）

電話番号

事業者の概要

事業者	事業者区分 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 日本赤十字社 <input type="checkbox"/> 公益社団法人 <input type="checkbox"/> 公益財団法人						
	所在地	(〒 —)					
	事業者名	(フリガナ)				社福法人等認可日・番号	
	電話番号				FAX番号		
	メールアドレス						
代表者	住所	(〒 —)					
	代表者名	(フリガナ)			生年月日	年 月 日	
役員 の 状 況	役職	氏名	年齢	職歴(公職含む)	社会福祉関係歴	他法人との 役員兼務	兼務法人名
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(社会福祉法人) 評議員制の状況 <input type="checkbox"/> 有 (定数 人) <input type="checkbox"/> 無 <small>※有の場合は上記役員と同様の名簿を添付</small>							
預金・ 長期借入等 の 状 況	直近預金残高 円 (R5. . 現在)						
	借入年度	借入先	借入金額	借入残額	残年数	充当先	
	合 計						
県・市等の利子補給			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(有の場合) 年： 千円・%			

事業者名 _____

事業者経歴・現在の経営状態							
事業運営の基本理念							
監 査	所管庁の監査・指導検査等			<input type="checkbox"/> 受けている		<input type="checkbox"/> 受けていない	
	文書指摘			<input type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> なし	
	改善報告			<input type="checkbox"/> 済み		<input type="checkbox"/> 未	
	※文書指摘等がなければ記入不要						
査	<p>1) 文書指摘を受けていない場合は、それが分かる証明を添付すること。 例) 監査結果通知書 (令和2年度・令和3年度)</p> <p>2) 文書指摘を受け改善報告をしている場合については、それが分かる証明を添付すること。 例) 改善報告書 (令和2年度・令和3年度)</p> <p>3) 複数施設を運営している場合については、令和3年度以前に開園されている中で一番新しい施設の監査書類を提出すること。</p>						
他 の 経 営 施 設	施設の種別	開設年月	名 称	所 在 地	定員等	職員数	備考

代表者及び施設長 履歴書

事業者名： _____

職別	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 施設長		
氏名	(フリガナ)	生 年 月 日	(歳)
	(〒)		年 月 日
住所	(フリガナ)	T E L	
	(〒)		
連絡先	(フリガナ)	T E L	
	(〒)		
経歴	年 月 ~ 年 月	履 歴	
職 歴			
社 会 活 動 歴	年 月 ~ 年 月	履 歴	
		(民生委員・自治会役員等)	
資 格 要 件	取得(予定)年月日	資格・修了研修・実務経験	
		(未取得の場合は、今後の取得方法)	
賞 罰	年 月 ~ 年 月	履 歴	

認可保育所（設置）計画書

1. 施設名（仮称） _____
2. 設置主体 _____
3. 経営主体 _____
4. 所在地（郵便番号 _____ ）
住所 _____
5. 定員 _____ 人

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
入所（予定）児童数							人

6. 保育士（常勤） _____ 名 保育士（非常勤） _____ 名
 看護師 _____ 名 調理員 _____ 名

7. 建物その他設備の規模及び構造・図面並びに建築基準法に係る事務

(1) 敷地 _____ m²
 （自己所有地 _____ m²、借地 _____ m²）

(2) 建築面積 _____ m² （延面積 _____ m²）

(3) 屋外遊技場 _____ m²

(4) 建物並びに設備の規模、構造等

ア. 構造 _____

イ. 确实の状況（様式4-2のとおり）

(5) 施設全体の付近見取図、配置図、平面図、立面図

※注 平面図に室名、室ごとの面積・利用人員、屋外遊戯場の面積を記入すること。

配置図に駐車場計画（台数など）を明示すること。

<既存の建物を活用する場合>

(6) 建築確認済証・検査済証の写しを添付 あり なし

(7) 用途現在（ _____ ）整備後（ _____ ）

8. 地域（近隣）住民説明予定日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

9. 事業開始予定日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 添付書類・・・不動産所有者からの承諾書

様式4-2

各室面積表

令和 年 月 日現在

室名	既設部分				対象児童一人あたり面積 (㎡)
	構造	階数 (階)	人数 (人)	面積 (㎡)	
保育室 才					
保育室 才					
保育室 才					
保育室 才					
保育室 才					
保育室 才					
乳児室					
ほふく室					
乳児・ほふく室					
調乳室					
沐浴室					
遊戯室					
調理室					
休憩室					
医務室					
事務室					
便所					
その他					
計					

(注) 保育室、乳児室、ほふく室については、1室ずつ記入すること。
 太枠内に箇所数を記入すること。
 「計」欄は延面積と一致すること。

施設整備費の事業別収支一覧表

A：収入の部

(単位：円)

事業種別 収入項目							合 計	備 考
自己資金	施設整備費							
	計							
借入金	施設整備費							
	計							
寄付金	施設整備費							
	計							
補助金	施設整備費							
	計							
合 計	施設整備費							
	総合計							

B：支出の部

(単位：円)

支出項目							合 計	備 考
施設整備費	建築・設備費							
	設計監理費							
	土地造成費							
総合計								

(注意) 収入項目及び支出項目は必要に応じて修正・追加等を行ってください。また、項目及び合計金額は様式4の資金計画と一致させてください。

様式6

収支シミュレーション

事業者名			
実施事業	定員(人)		/ 枚目

(単位：円)

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考 (根拠・試算条件等)
	年月～ 年月	年月～ 年月	年月～ 年月	年月～ 年月	年月～ 年月	
【収入】						
運営費委託料						
利用料						
寄附						
収入計 A	0	0	0	0	0	
【支出】						
給与費						改訂率 年 %増
法定福利費						改訂率 年 %増
福利厚生費						改訂率 年 %増
事務費						
事業費						
賃借料						
支払利子						
積立支出						
収出計 B	0	0	0	0	0	
減価償却前損益 C=A-B	0	0	0	0	0	
減価償却費 D						
減価償却後損益 E=C-D	0	0	0	0	0	
税金関係 F						法人税、固定資産税等
税引後損益 G=E-F	0	0	0	0	0	
借入金元金返済 H						
余剰金 I=C-F-H	0	0	0	0	0	
前年度繰越 J						
翌年度繰越金 K=J+I	0	0	0	0	0	

【注意】

- ・収入及び支出の項目は適宜設定してください。
- ・1年目から12か月単位（開始年月から12か月間）で作成し、借入金元金の返済が終了するまでの期間（借入がない場合は5年間）について作成してください。
- ・年齢毎の定員を変える場合は、運営費補助金・運営委託料をその定員の金額に合わせてください。
- ・当初の施設整備費用（建設費用）は含めませんが、施設稼働後の元金償還金及び利子は支出等を含めます。
- ・法定福利費および福利厚生費について、事業所の会計とは別に母体法人で負担している場合は、その旨を記入してください。

別表

大府市認可保育所整備事業者選定基準表

審査項目	審査事項	配点	最高合計
事業者の基本方針	事業者の概要及び代表者の履歴	1.2.3.4.5	15
	保育事業運営の基本理念について	1.2.3.4.5	
	施設長について	1.2.3.4.5	
経営の安定性	現在の経営状態と事業の継続性	1.2.3.4.5	25
	職員の人材確保のための方策	1.2.3.4.5	
	職員に対する研修及び人材育成に対する考え方	1.2.3.4.5	
	職員からの相談等への対応について	1.2.3.4.5	
	本市又は他市での保育所等の実績	1.2.3.4.5	
計画の妥当性	事業開始までのスケジュールの妥当性	1.2.3.4.5	15
	年間収支計算書の妥当性	1.2.3.4.5	
	認可定員設定の妥当性	1.2.3.4.5	
事業の運営方針	健康管理・保育に関する考え方	1.2.3.4.5	20
	事故防止等の安全対策	1.2.3.4.5	
	要望、苦情に対する対応について	1.2.3.4.5	
	給食提供体制	1.2.3.4.5	
施設	保育室について	1.2.3.4.5	20
	駐車場計画について	1.2.3.4.5	
	周辺環境について	1.2.3.4.5	
	地域住民への説明について	1.2.3.4.5	
貢献度	大府市保育事業への貢献について	1.2.3.4.5	5
合計		100	

選定基準点は、合計点が60点以上とする。ただし、合計点が60点以上であっても、同一項目について過半数の委員が2点以下をつけた項目がある場合は、その事業者は選定されないものとする。

5点：優れている
4点：やや優れている
3点：普通
2点：やや劣っている
1点：劣っている

○大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第3条第1項に基づく認定を受けることができる幼稚園及び児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う事業所のうち、国又は地方公共団体以外の者が設置し、及び運営するもの（以下「民間保育所等」という。）の施設整備に係る負担を軽減するため、予算の範囲内において交付する大府市民間保育所等整備費補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法定補助金 保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日付厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知別紙。以下「国要綱」という。）に基づき交付するもの
- (2) 市単独補助金 前号に規定するもののほか、市長が必要と認めた場合に交付するもの

(補助対象施設等)

第3条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市民間保育所等整備費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに、大府市民間保育所等整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ、条件を付することができる。

(変更交付申請等)

第6条 前条第1項の通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書の内容に変更があった場合は、速やかに、大府市民間保育所等整備費補助金変更交付申請書（第3号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、大府市民間保育所等整備費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、施設の開設準備が完了したときは、大府市民間保育所等整備費補助金実績報告書（第5号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大府市民間保育所等整備費補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の確定通知書の交付を受けた者は、大府市民間保育所等整備費補助金請求書（第7号様式）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は施設に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後に申請された補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後に申請された補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	補助対象施設	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
法定補助金	国要綱4に規定する保育所等及び小規模保育事業所	市が認めた者（公立施設を除く。）	国要綱5に規定する新設	国要綱別表1-1に規定する対象経費	<p>国要綱8（1）アに該当する事業 (1)と(2)を比較していずれか低い額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>(1) 国要綱別表1-1及び同表2-1で定める基準により算出した基準額に2分の3を乗じて得た額 (2) 補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか低い額</p> <p>国要綱8（1）イに該当する事業 (1)と(2)を比較していずれか低い額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>(1) 国要綱別表1-1及び同表2-2で定める基準により算出した基準額に2を乗じて得た額 (2) 補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか低い額</p>
市単独補助金		整備に係る市単独補助金を交付する条件を付した市が行う民間保育所等の提案募集に応募し選定された者			<p>上記(1)と(2)を比較していずれか低い額から、法定補助金の額を控除した額（5,000万円を限度とする。）</p>

年 月 日

大府市民間保育所等整備費補助金交付申請書

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

大府市民間保育所等整備費補助金の交付を受けたいので、大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱第4条の規定により、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1	交付申請金額	金	円
	内訳	法定補助金	円
		市単独補助金	円

2 添付書類

- (1) 補助金算出調書
- (2) 事業計画調書
- (3) その他参考となる書類

第 号
年 月 日

大府市民間保育所等整備費補助金交付決定通知書

所在地
団体名
代表者氏名 様

大府市長



補助金交付決定金額	金	円
内訳	法定補助金	円
	市単独補助金	円

ただし、 年 月 日付けによる大府市民間保育所等整備費補助金の申請に対して、次の条件を付して補助金を交付する。

1 条件

- (1) 補助事業（本決定通知書の交付を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容のうち、整備計画（保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市が策定する計画をいう。以下同じ。）に記載された建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 整備計画に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画に基づく補助事業が計画期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5

年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 本決定は概算額によるものとし、施設整備が確定した時点で再度決定する。

2 その他

年 月 日

大府市民間保育所等整備費補助金変更交付申請書

大府市長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱第6条の規定により、補助事業の内容を下記のとおり変更したいので申請します。

記

- | | | | |
|---|----------------|--------|---|
| 1 | 当初交付申請（決定）金額 | 金 | 円 |
| | 内訳 | 法定補助金 | 円 |
| | | 市単独補助金 | 円 |
| 2 | 変更後交付申請金額 | 金 | 円 |
| | 内訳 | 法定補助金 | 円 |
| | | 市単独補助金 | 円 |
| 3 | 補助事業の変更の内容 | | |
| | 変更前 | | |
| | 変更後 | | |
| 4 | 添付書類 | | |
| | (1) 補助金算出調書 | | |
| | (2) 事業計画調書 | | |
| | (3) その他参考となる書類 | | |

大府市民間保育所等整備費補助金変更交付決定通知書

所在地
団体名
代表者氏名 様

大府市長



補助金交付決定額

(1) 交付決定額	金	円
	内訳 法定補助金	円
	市単独補助金	円
(2) 既交付決定額	金	円
	内訳 法定補助金	円
	市単独補助金	円
(3) 差引増減額	金	円
	内訳 法定補助金	円
	市単独補助金	円

ただし、 年 月 日付けによる大府市民間保育所等整備費補助金の変更交付申請に対して、次の条件を付して補助金を交付する。

1 条件

- (1) 補助事業（本決定通知書の交付を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容のうち、整備計画（保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市が策定する計画をいう。以下同じ。）に記載された建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 整備計画に記載された事業を中止又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画に基づく補助事業が計画期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 本決定は概算額によるものとし、施設整備が確定した時点で再度決定する。

2 その他

大府市民間保育所等整備費補助金実績報告書

年 月 日	
大府市長 殿	
所在地 団体名 代表者氏名	
年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了しましたので、次のとおり報告します。	
施工場所	
施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
1 事業実績及び効果	
(1) 交付決定金額	金 円
(2) 実績報告額	金 円
2 添付書類	
(1) 補助金精算調書	
(2) 事業実績調書	
(3) その他参考となる書類	

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

大府市民間保育所等整備費補助金確定通知書

所在地
団体名
代表者氏名 様

大府市長 印

年 月 日付けで交付の申請があった大府市民間保育所等整備費補助金については、大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金の交付額を確定したので、通知します。

補助金交付額 金 円

年 月 日

大府市民間保育所等整備費補助金請求書

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知を受けた大府市民間保育所等整備費補助金について、大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助金請求金額	金	円
---------	---	---

(振込先)

金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農協
預金種目	当座 ・ 普通
口座番号	
口座名義	フリガナ